

## 議第1547号

### 金沢都市計画区域の変更（石川県指定）

金沢都市計画区域を次のように変更する。

#### 1 都市計画区域の名称

金沢都市計画区域

#### 2 都市計画区域に含まれる土地の区域

(新たに都市計画区域に含める土地の区域)

石川県野々市市徳用町の一部、郷町の一部

(都市計画区域から除外される土地の区域)

石川県白山市横江町の一部、番匠町の一部

#### 3 変更の理由

野々市市及び白山市の行政界は、郷用水付近において用水整備前の行政界のままであり、用水整備後の用水区域と整合がとれていない状態であった。

今回、平成25年4月22日付け総務省告示第193号により、平成25年6月1日から野々市市と白山市の行政界が変更された。

これにより、今後も一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るべき金沢都市計画区域の境界を、従前通り野々市市と白山市の行政界とするため、変更された行政界に合わせて金沢都市計画区域を変更する。